

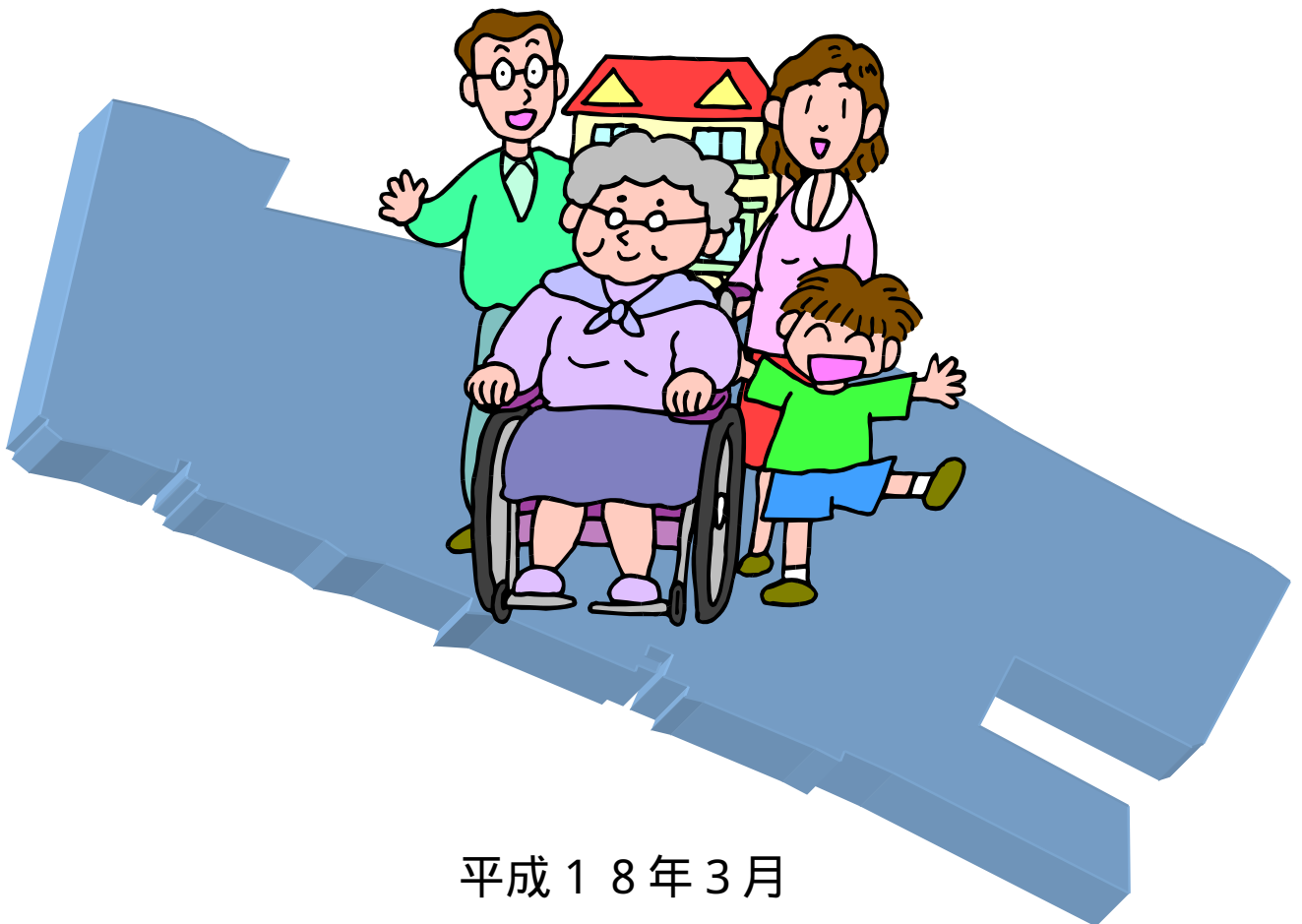


美浜区PR版

基本目標

みんなが主役！こころ豊かな美浜^{まち}づくり

美浜区地域福祉計画 平成18～22年度



平成18年3月

千葉市

- ・もう少し詳しく知りたい方は、千葉市のホームページ、又は、出前講座をご利用ください。
- ・このPR版は、地域福祉計画を推進するための資料です。説明会などで必要な方は千葉市保健福祉総務課までご連絡ください。

地域福祉ってなんだろう

地域福祉とは、行政、地域住民、地域活動者、福祉サービス事業者などが地域にある福祉に関するあらゆる社会資源を活用し、地域ごとに特色ある活動を行い、すべての住民が住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、必要な人に最適な支援が届く仕組みをつくることです。

このためには、行政には、福祉サービスの充実や安心してサービスを受けられる環境づくりに加え、総合的なサービス展開が求められ、一方、住民にも福祉の担い手としていろいろな活動への積極的参加が期待されます。

美浜区地域福祉計画は、こうして生まれました

地域福祉計画は、その策定過程が重要とされています。

地域の独自性や主体性を尊重し、また、福祉サービス利用者の視点を取り入れるには、市民主体の計画づくりが必要です。

市民の価値観、生活様式は多様化し、福祉サービスの提供者は行政だけでなく一人ひとりの市民が福祉の担い手となる時代へと変わりつつあります。

このため、平成16年4月に4つの地区フォーラムを設置し、63名の委員により、毎月、地区フォーラムを開催し、身近な問題から課題を設定し、その解決策の検討を行ないました。

委員構成は、地域福祉推進の担い手となる地域住民の参加が不可欠であること、また、福祉分野の横断的な取り組みが必要であることから、要支援者、町内自治会、老人クラブなどの地域住民、社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員、NPO・ボランティアなどの社会福祉活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を営む者など、幅広い分野から参加しています。

なお、市町村による地域福祉計画の策定は、平成12年に改正された社会福祉法に定められたものです。



STEP 1

区域を4つに分け、それぞれに設置した地区フォーラムでは、身近な問題を生活課題として整理し、その解決策を検討しました。



STEP 2

美浜区地域福祉計画策定委員会では、各地区フォーラムから報告された検討内容について協議しました。



STEP 3

中間報告会を開催し、地域福祉計画の目的や内容、策定過程を市民に周知し、また、意見を頂きました。



STEP 4

作業部会では、各地区フォーラムでの意見をもとに計画案のとりまとめ作業を行いました。

計画は4つの基本方針を基に構成されています

基本目標

みんなが主役！こころ豊かな美浜^{まち}づくり

高齢者や障害者と分けるのではなく、高齢者も障害をもつ人も、子育て中のパパ、ママも、子どもたちも、すべての人が隔てられることなく、美浜区の大切な住民です。

さまざまな個性や価値観をもつ人がいるからこそ、真の意味で豊かなまちとなれるのではないのでしょうか。地域みんなが主役になれるまち、多様な価値観を排除するのではなく一つ一つに向き合っこそ「豊かなまち」であると考えられます。

4つの基本方針

15の施策の方向性

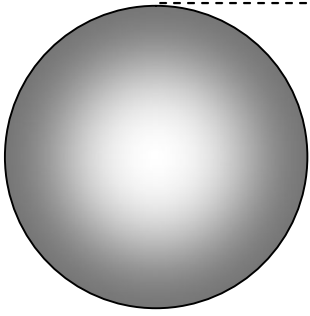
39の今後の取組み

市民主体
による協働の
まちづくり

- 1 町内自治会・社協地区部会・NPO等による地域住民の生活支援
 - (1) コミュニティビジネスによる地域住民の生活支援
 - (2) 小学校区を単位とした「地域福祉まちづくり会議」の設置
 - (3) 地域を支え合う「あんしん支え合いネット」の構築
- 2 安心、見守り体制の構築
 - (4) 学校と地域の連携した防災訓練の実施
 - (5) 災害発生時の対応マニュアルの整備
- 3 地域の世話役づくり
 - (6) 地域福祉を推進する地域活動団体の連携強化
 - (7) 新しい近隣づくり活動
- 4 市民に身近な公的支援
 - (8) 区役所の機能の活用と窓口サービスの向上

必要な情報
が、いつでも得
られ相談できる
システムづくり

- 5 情報発信の強化
 - (9) コンビニ・郵便局等での福祉サービス情報の提供
 - (10) 回覧板の電子データ送付、インターネットでの掲示
 - (11) 市政だよりの対象者別翻訳版の作成
 - (12) 福祉サービス情報提供の携帯メール活用
- 6 身近な相談者の確保
 - (13) 民生委員・児童委員と地域組織との協力体制の充実
 - (14) 支援を必要とする人（要支援者）とのコミュニケーション



誰でも暮らしやすい環境づくり

7 相談窓口の機能強化

- (15) 相談履歴の電子化
- (16) 相談窓口への補助員配置
- (17) あんしんケアセンター（地域包括支援センター）の設置

8 地域での定住、在宅での安心した暮らしの確保

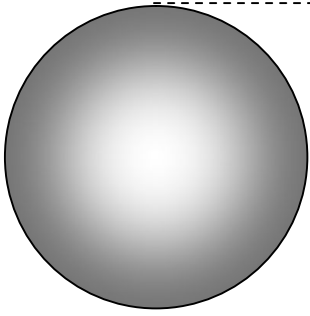
- (18) 住宅の耐震補強、バリアフリー化
- (19) 高齢者世帯等の住み替えの支援
- (20) コレクティブハウジングなどの多様な住まいの設置促進
- (21) 障害者・高齢者の地域での雇用促進
- (22) 地域ケアセンター機能の検討
- (23) 在宅医療福祉の充実

9 居場所、交流の場づくり

- (24) 小中学校の余裕教室・空き教室活用
- (25) フリースペースの確保と運営管理体制の検討
- (26) 町内自治会、公営住宅、民間集合住宅の集会所の活用
- (27) 空き家、空き店舗を活用したコミュニティスペースの提供

10 交通手段の充実

- (28) 福祉バス、低床バス、移送サービスの導入



福祉を支える仕組みづくり人づくり

11 社会福祉協議会の機能強化

- (29) 地域福祉権利擁護事業の充実
- (30) 成年後見制度の利用支援

12 災害時における要介護者の避難支援

- (31) 障害者・要介護者の避難訓練の実施及び避難場所の体制作り
- (32) 災害発生時の介護サービス事業者による要介護者、要支援者の安否確認、障害者の通所施設事業者による障害者の安否確認

13 「福祉意識の醸成」・「人権意識の確立」

- (33) 障害を持つ人があたりまえに暮らすことの保障
- (34) 高齢者・児童虐待予防
- (35) 福祉教育の充実
- (36) プライバシーを尊重した福祉活動の推進

14 ボランティアセンターの機能強化

- (37) 美浜区ボランティアセンターの機能の充実
- (38) ボランティアリーダーの養成

15 総合的な福祉施策の推進

- (39) 市民参加条例制定と条例に基づく各種施策の推進

計画の推進に、あなたのお力をお寄せ下さい

(1) コミュニティビジネスによる地域住民の生活支援

コミュニティビジネスは、市民が主体になって地域の困った問題を地域の人材やノウハウ、施設、資金などを活かして、ビジネスの手法で解決していくことです。

個人の働きがいや生きがい、地域ニーズに合った社会サービスの提供、雇用の場の地域での創成、生活文化の継承などの効果が期待できます。

(2) 小学校区を単位とした「地域福祉まちづくり会議」の設置

転入、転出による市民の入れ替わりが多く、自治会の結成や市民同士の自主的な活動も進まない地域があります。

そこで、地域住民のふれあいの場、市民の合意の形成や行政への提言の場として、日常生活圏域である小学校区毎に「地域福祉まちづくり会議」の設置を目指します。

(3) 地域を支え合う「あんしん支え合いネット」の構築

孤独死、孤立、孤独の問題が発生しており住民同士の支え合いやコミュニティの再構築が求められています。

そこで、誰もが住みなれたまちで、安心して暮らせるまちづくりを目指して地域住民が主体となり「あんしん支え合いネット」の構築を提案します。

拠点に相談員を配置して家庭のよろず相談ごとや緊急事態に対応します。

(4) 学校と地域の連携した防災訓練の実施

大地震の発生に備えて、初期の防災活動をいち早く的確に行えることを目的とした防災訓練が不可欠です。

災害が広範囲に及んだ場合を想定し、中学生以上の市民による炊き出しの協力や学校、地域が連携した訓練を目指します。

(5) 災害発生時の対応マニュアルの整備

災害発生時に、とっさに身を守ったり、火災などの二次災害を防ぐためには、避難に際しての注意事項、一次・二次持ち出し品リスト、近隣との安全、情報についての確認方法、地域毎の避難場所リストなどが必要です。

そのため、地域の防災対策として住民の啓発、啓蒙と災害発生時の的確な対応のため「地域でつくる災害マニュアル」を作成し、すべての住民への周知を図ります。

(6) 地域福祉を推進する地域活動団体の連携強化

地域福祉を推進するために、町内自治会、民生委員・児童委員協議会、コミュニティづくり懇談会、社会体育振興会、コミュニティセンター運営委員会、社協地区部会、青少年育成委員会、コミュニティセンターサークル連絡会などの地域活動団体の連携強化を目指します。

(7) 新しい近隣づくり活動

集合住宅中心の住宅環境では、最も身近な生活を共有できる単位は階段・エレベーター・通路（廊下）等になります。

日常生活の問題、子育てや介護の問題等、支え合う近所付き合いを通じて、近隣での人間関係を豊かなものにしていくことが重要です。

団地祭りや旅行等文化・スポーツ行事が参加して楽しく、近隣同士の触れ合いや交流が深まることに努力すること、青少年が高齢者や障害者を支え、心身共に健全に育つまちづくりに努めることを、一人ひとりが自覚することを目指します。

(8) 区役所の機能の活用と窓口サービスの向上

土日、夜間における区役所会議室の開放など、区役所機能の活用を進めます。

なお、その際には住民に関わるプライバシーが集積されているなど、区役所という特殊な施設の開放である点に十分な配慮と注意が必要です。

また、美浜区保健福祉センターには、地域保健福祉活動への参加を推進するため、社会福祉協議会区事務所、ボランティア活動室などを設置します。

(9) コンビニ・郵便局等での福祉サービス情報の提供

必要な情報を必要な時に手に入れることができれば、また普段から気軽に情報に触れることができれば、いざというときの不安が軽減できます。

コンビニなど身近な場所に置かれている求人情報誌のように、誰でも気軽に福祉情報に触れることができるよう、地域での福祉情報誌の作成を目指します。

(10) 回覧板の電子データ送付、インターネットでの掲示

紙ベースでの回覧板では、緊急を要する情報の伝達や、過去の情報を再度確認したい場合などに問題があります。

そこで、行政・社協などが発信する回覧板情報を希望者に対してメールで発信したり、過去の情報を含めてホームページ上で検索できるような仕組みの構築を目指します。

(11) 市政だよりの対象者別翻訳版の作成

市政だよりにには、大量の情報が掲載されていますが、その中から自分に必要な情報を選択することは、視力や判断力の衰えた高齢者、障害児・者にとって難しい場合もあります。このため、対象者別翻訳版の作成と配布を目指します。

例えば、美浜区の高齢者が必要とする情報を市政だよりの中から選択し、読みやすいように文字サイズを拡大し、難しい用語については、簡単な言葉に置き換えたり、注釈を加えた高齢者向け市政だよりをボランティアが作成し地域情報の提供を行います。

(12) 福祉サービス情報提供の携帯メール活用

保育園で掲示板や資料配布により提供している犯罪情報やインフルエンザの発生情報などを、携帯サイトや携帯電話のメール機能を利用し、迅速・正確に情報提供サービスに登録された保護者の方等へ提供する事業を民間事業者によりモデル実施します。

(13) 民生委員・児童委員と地域組織との協力体制の充実

市民の生活課題の増大や複雑化にともない、民生委員・児童委員は地域における課題を把握し、地域に課題を提起することで町内自治会等との協力体制をより充実させることを目指します。

(14) 支援を必要とする人（要支援者）とのコミュニケーション

地域の中では様々な生活課題を抱えている人や家族がいますが、課題を抱えている人のなかには地域から孤立し、自ら声をあげにくい人も多くいます。

要支援者が心を開くには近所の住民が挨拶等の声をかけ、ささいな手助けから交流し相談窓口の情報等をそれとなく知らせる事に努めます。

個人のプライバシーを十分に尊重しながら、コミュニケーションを深め地域住民等による日常の支援に結びつけていく必要があります。

(15) 相談履歴の電子化

多くの人から様々な相談が寄せられている相談窓口では、その相談内容と解決方法を電子化し、蓄積することで、窓口対応の迅速化を図ります。

相談履歴により、相談者のこれまでの相談内容を把握した上での対応や、相談に対する適切な解決パターンを見つけ今後の相談に生かすことも可能になります。

また、個人が特定できないようにした上で、相談内容や解決方法をホームページで公開することで、相談者が自分で類似事例を検索し解決することも可能となります。

(16) 相談窓口への補助員配置

保健福祉総合相談窓口を強化し、相談を解決するまで、きめ細かく支援するため相談窓口への補助員配置を検討します。

また、勤労者の利便性を考慮し、相談窓口の受付時間延長についても検討します。

(17) あんしんケアセンター（地域包括支援センター）の設置

介護保険制度の改正により、相談窓口機能、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを主な機能としてもち、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関となる「あんしんケアセンター」が平成18年度から区内に2か所設置されます。

センターの設置により、住み慣れた地域でのきめ細やかな相談・マネジメントが期待できます。

(18) 住宅の耐震補強、バリアフリー化

美浜区では、昭和56年の耐震基準前に建築された住宅が77%を占めています。

このため、耐震診断や耐震改修費用の助成など既存の住宅の安全性を確保する取り組みを進めています。

また、バリアフリーが標準的な仕様として定着することを目指し、その効果や手法について積極的に情報提供を行い市民や民間事業者の啓発に努めるとともに、住宅の改修費用に対する助成制度等を活用することにより、バリアフリー化を進めます。

(19) 高齢者世帯等の住み替えの支援

集合住宅の上層階に高齢者世帯が居住している場合、低層階に空き家が生じたり、若年世帯が居住している場合に、高齢者世帯の低階層への住み替えを行うことは、日常生活上の支障を緩和する手段として有効です。

このため、住み替え先となる低階層の空き家に関する情報提供や住み替えに係る経済的負担を軽減するための方策等について検討します。

また、高齢者が子どもなどの家族と同居・近居することは、高齢者の不安感・孤独感の軽減を図れることから、そのような住み替えについても検討します。

(20) コレクティブハウジングなどの多様な住まいの設置促進

近年、入居者同士がお互いに支え合い、安心して暮らせる住宅として、複数の世帯が生活の一部を共有するコレクティブハウジングなどの新しい住まい方への関心が高まっています。

高齢者や子ども、子育て中の親など多様な世代が互いに交流する機会を与え、高齢者の不安感や孤独感の解消、子育ての孤立防止が図れるものです。

このため、民生委員や町内自治会、地域住民などへの多様な住まいの情報提供などを行います。

(21) 障害者・高齢者の地域での雇用促進

障害者・高齢者の地域での雇用の方は、次第に増えつつありますが、今後も地域での雇用促進を図るNPO活動の支援や、民間企業等の協力を得て、雇用の場の確保を図ります。

(22) 地域ケアセンター機能の検討

例えば、高洲保健センター跡施設と美浜いきいきプラザ、周辺既存施設の連携を高め、継続的あるいは一時的に、ケアハウス、グループリビング、グループホーム、図書館、レストラン、野菜の直売店、福祉作業所の製品、手作り品等を売る店舗、風呂等の機能を持つ「地域ケアセンター」として、様々な人々の集える場の設置を検討します。

(23) 在宅医療福祉の充実

在宅医療に関しては、一人ひとりが、病気になった時ばかりでなく、各自が病気予防についても気軽に相談できる、かかりつけ医を持つように努力することが必要です。

在宅福祉に関しては、地域包括支援センターを中心に、在宅療養者の抱えるさまざまな問題が解決されることにより、介護の担い手の負担も軽減されることが期待されます。

また、介護保険の見直しにより今まで受けていたサービスが受けられなくなる方や介護保険適用外の方も含めて利用できる生活援助サービスのシステムや介護予防につながる簡単なトレーニングを行えるような場を地域に設置することを検討します。

(24) 小中学校の余裕教室・空き教室活用

小中学校はだれもが行きやすい場所にあり、調理室、工作室など設備もあるので、活動の場として利用できることが期待されています。

地域の人々が学校に出入りすることは、子どもとの交流も生まれ、子どもを地域で見守り育てること、地域の教育力の活用にもつながります。

しかし、セキュリティー、児童の個人情報の管理や施設改修費用等の問題があり、なかなか進まないのが現状です。

今後は、地域の事情に合わせて、その担い手と学校、教育委員会など関係者で検討を行ない、空き教室の活用を進めていきます。

(25) フリースペースの確保と運営管理体制の検討

子ども・子育て中の家族、高齢者、障害者などそれぞれが独自に集まる場、あるいはだれでも参加できる制約のない場など、いろいろなフリースペースが考えられます。

たとえば、知的障害児の親と子のフリースペースとしては、放課後や長期休暇中など、知的障害児が学校以外に地域で過ごせる居場所がないので、自由に気軽に集まれる場・交流の場が望まれています。

運営体制は、障害児家族や子どもが大きくなった先輩家族が協力して行い、ボランティアが支えるという形にするなど、今後検討を進めていきます。

(26) 町内自治会、公営住宅、民間集合住宅の集会所の活用

町内自治会や公営住宅、民間集合住宅の集会所などの中には、十分に活用されていない施設もあります。

地域の共有財産として、有効に活用していくことを目指します。

(27) 空き家、空き店舗を活用したコミュニティスペースの提供

高齢者が子どもとの交流を通じて社会参加・社会貢献する場や育児サークルなど、地域コミュニティの形成や世代間交流を促進する事業を実施する場として、近年、増加している空き家等を活用することが考えられます。

また、空き店舗を利用して、障害者用のデイサービスを行ったり作業所として利用することも検討します。

(28) 福祉バス、低床バス、移送サービスの導入

福祉バス、低床バス、移送サービスの導入を検討します。

福祉バスは、低料金で交通不便地区や住宅地域を、既存のルートとは違ったルートで、路地から路地を、買物、通院、郵便局、駅、公共施設などきめ細かく巡回するバリアフリーのバスのことで、高齢者、障害者などの移動制約者の日常生活に必要なサービスです。

移送サービスは、路線バスがあっても困難を伴うか、タクシーでは料金負担に問題がある人への、ドアツードアの福祉交通手段で、利用者を登録し、割安料金で通院などを支援する契約型のサービスなどです。

(29) 地域福祉権利擁護事業の充実

地域福祉権利擁護事業は、介護保険制度や支援費制度など、福祉サービスが措置制度から利用者が選択・契約して利用する制度に移行する中で、判断能力が十分でないため、ひとりでは日常の金銭管理や福祉サービスを選択して利用することができない高齢者や、知的・精神障害者の方で家族等による支援が困難な場合に生活支援員を派遣して自立した生活を送れるよう支援するものです。

相談者のほとんどが高齢者であり、今後、急速に高齢化が進む中で、その利用者の増加が見込まれることから、千葉市社会福祉協議会の「ちばし権利擁護センター」の職員を含めた実施体制の充実が必要です。

(30) 成年後見制度の利用支援

認知症高齢者、知的障害、精神障害など、判断能力が不十分になった人が損害や被害を受けるのを防ぎ、その権利を保護するため本人の判断能力に応じて法律行為や、財産管理を目的とした制度ですが、裁判所への申請件数は、まだ少なく、制度の周知と普及促進を図ります。

(31) 障害者・要介護者の避難訓練の実施及び避難場所の体制作り

災害が発生した場合、安全な場所への避難行動や避難場所での生活において大きな困難が生じ、周りの人の手助けを必要とする人たちがいます。

そのような人たちから、災害が起きた時どのようなサポートが必要か申し出を受け、必要なサポート毎に、地域の中で支援者とその役割分担を事前に決めておきます。

防災訓練時にサポートが確実に実行できるよう、支援者の訓練を行うようにします。

(32) 災害発生時の介護サービス事業者による要介護者、要支援者の安否確認、障害者の通所施設事業者による障害者の安否確認

介護サービス事業者は日頃の活動の中で、要介護者、要支援者の居住状況や生活状態を、通所施設事業者は施設を利用する障害者の状況を把握しており、災害発生時には、安否確認など生命に関わる有効な手段を実施することが可能です。

介護サービス事業者等と災害発生時における安否確認の協定の制度化を検討します。

(33) 障害を持つ人があたりまえに暮らすことの保障

障害者の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、様々な政策手段を組み合わせ、道路、駅、建築等生活環境面での物理的なバリアの解消に積極的に取り組むことを目的としています。

だれもが安全・安心に通行できるよう歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進します。

(34) 高齢者・児童虐待予防

児童虐待については、家族に対する啓蒙活動や相談員の専門能力の向上などの対応が考えられます。

ネグレクトなどの虐待問題の周知を図るポスターの作成

相談員等権限を持つ人の資質の向上、充実

親へのセミナー、講演会等の実施

母子手帳交付時、健診時の指導強化

地域での取り組みにより社会全体の子どもとして育てる環境づくり

高齢者・児童の虐待に介入する福祉職には、団体の倫理綱領の実践が求められます。

(35) 福祉教育の充実

地域の福祉に関わる人々と福祉拠点から学ぶ福祉教育の充実

地域に住む福祉課題を持った当事者や家族、支援者と交流すること、地域の福祉拠点でボランティア、職場体験をすることで、社会問題への関心を高め、地域社会の一構成員として社会づくりに参加する意義を深めます。

学校での福祉教育の充実

全ての学校を対象に「共に生きる」という対等な立場からのノーマライゼーションを基本とした福祉教育が必要です。地域に住む福祉課題をもつ当事者や福祉活動に関わる人々を中心として、指導を実施することは、生きた情報や知識を子どもたちに伝えることができます。

福祉人材に対する資質向上を目指した研修

現在、福祉の現場で活動している人材（有償無償を問わず）の資質の向上のための研修が必要です。福祉に関する知識や技術を深めると共に、様々な場面に直面した時に考え、対処できる問題解決能力の養成や人権尊重の理念を身につけることが求められます。

(36) プライバシーを尊重した福祉活動の推進

プライバシーの保護に配慮した福祉活動の推進は、人権を尊重した質の高い援助のための要件の一つです。

福祉活動を行なう際の個人情報の漏えいを防ぎながら、福祉課題を持つ人々の情報を適切に管理し、活用する仕組みを構築すると共に福祉人材養成の中でプライバシーに関する講義等を行なうことも必要となります。

個人情報の取り扱いに関しては、支援に関わる従事者の人権意識の向上と守秘義務の遵守のほか情報整理のシステムと責任体制を明確にし、その取り扱いに十分留意します。

(37) 美浜区ボランティアセンターの機能の充実

近隣住民同士のボランティア活動は、交通費、移動時間がかからない、地域の実態をよく知っているなどのメリットがあります。また、今後は、電球の交換、買い物の付き添いなど、日常生活型ボランティアの需要も見込めます。

このため、美浜区保健福祉センターの整備に合わせてボランティアセンターを設置し、地域に密着したきめ細かなボランティア活動を推進します。

(38) ボランティアリーダーの養成

ボランティア活動を充実させるため、専門研修の実施などリーダーの養成に努めます。

リーダーには、ボランティア活動を円滑に進めるためのコーディネート、ボランティア活動中に発生するトラブル等への対応、関係団体との連絡調整などが期待されます。

(39) 市民参加条例制定と条例に基づく各種施策の推進

高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が安心して、地域で住み続けることができるようなシステムとネットワークの構築が必要です。そのためには、個別の計画・構想が総合的に推進されること、住環境の整備を図ること、外出支援のための交通施策が確立されることが必要です。

そのためには、何よりも市民が住んでいる地域の問題として福祉施策等の現状と課題を把握することが重要です。

以上のことを担保するために、市民参加条例を制定し市民参加による各種施策の推進を図ります。

計画のこれから

美浜区地域福祉計画策定委員長 北 昌司

誰もが、住みなれたまちで住み続けたいと思っています。

しかし、「隣の人が誰だか分からない」「障害があるが災害時に救出してくれるか不安だ」「独居老人の孤独死があり、一週間誰にも気づかれず発見されなかった」など、向こう三軒両隣の関係性、地域コミュニティのあり様に危惧を抱く方が増えています。

美浜区のまちが誕生して40年近い歳月が流れ、「高度成長」を支えた団塊の世代も定年を迎えようとしています。日本全国で、未曾有の高齢化の進行、一人暮らし高齢者の増大、少子化と人口減少が言われていますが、美浜区もまた、先人が経験したことの無いと言えるほどの社会構造の変化の真只中にあります。

確かに、地域コミュニティに危惧を抱く方が多いのも事実ですが、地域を丁寧に見てみると、細々ではあっても隣近所の助け合いが実践されているという事例があるとの報告が寄せられています。

美浜区は、海を埋め立てて出来た「まち」であり、古い歴史に裏付けられた人間関係・地域コミュニティがありませんが、それだけに住民自身の「まちづくり」に対する主体性が不可欠です。

2004年春に千葉市が千葉市地域福祉計画と各区の地域福祉計画の策定を提起しましたが、2年近い月日を要して、この度、美浜区地域福祉計画が策定される運びとなりました。地区フォーラム委員63名の方の英知と尽力及び地区フォーラム委員を軸にお聞きした美浜区の住民の声の結晶が美浜区地域福祉計画であるといつてよいと思います。

美浜区地域福祉計画の中に盛り込まれた「今後の取組」の項目数は、39項目に昇っています。そのうちのひとつである「地域を支えあう『安心ささえ合いネット』の構築」は、大きな関心を呼びましたが、「今後の取組」の項目を具体化するためのプロジェクトを立ち上げていくことが必要と思っています。

今後、美浜区地域福祉計画推進協議会をスタートさせることになっていますが、実行するための「プロジェクト」を立ち上げるとともに、住民の網羅的組織である自治会や社協などとの連携が大切になります。

「みんなが主役！こころ豊かな美浜づくり」にあなたのお力をお寄せください。

発行 千葉市 保健福祉局 保健福祉総務課

〒260-8722 中央区千葉港1-1

電話 043-245-5158 FAX 245-5546

メール somu.HW-kc@city.chiba.lg.jp

